

|             |
|-------------|
| 公表日         |
| 平成30年 9月27日 |

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 業務の名称                        | 平成30年度赤谷川流域事業評価検討外業務   |
| 業務概要                         | 別紙のとおり   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 筑後川河川事務所長<br>船橋 昇治<br>久留米市高野1丁目2番1号   |
| 契約年月日                        | 平成30年 9月27日  |
| 契約業者名                        | (株)建設技術研究所   |
| 契約業者の住所                      | 福岡県福岡市中央区大名2-4-12  |
| 契 約 金 額                      | 39,960,000円(税込み)   |
| 予 定 價 格                      | 39,960,000円(税込み)   |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり<br>(※随意契約理由書を添付すること。)   |
| 業 務 場 所                      | 筑後川河川事務所 九州北部豪雨復興出張所   |
| 業 種 区 分                      | 土木関係建設コンサルタント業務  |
| 履行期間(自)                      | 平成30年 9月28日  |
| 履行期間(至)                      | 平成31年 2月28日  |
| 備考                           | 入札情報サービス(PPI)<br>( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> )<br>にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

## 契約理由書

1. 業務件名 平成30年度赤谷川流域事業評価検討外業務

2. 履行場所 筑後川河川事務所 九州北部豪雨復興出張所

3. 契約の相手方 住 所：福岡市中央区大名2-4-12  
会社名：株式会社建設技術研究所 九州支社  
電 話：(092)714-2211

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、赤谷川流域の河川の本復旧事業をより効率的かつ効果的に進めるため、治水安全度を評価したうえで事業計画の検討を行い、併せて事業評価を行うものである。

2) 業務の内容

- ・事業計画検討
- ・事業評価検討

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を21者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち1者を技術提案書の提出者として選定し、技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」、「実施手順」における具体的な評価方法等の提案、各検討項目に対する整理事項等も踏まえた具体的な提案、関係機関等との調整を含めた工程表の提案が記載されていること、及び特定テーマの「赤谷川流域における河川の本復旧事業を実施するにあたり、年度毎に事業効果を発揮するための事業計画検討にあたっての留意事項について」に対する技術提案について、与条件との整合性について総合的に優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

筑後川河川事務所 九州北部豪雨復興出張所長